

# 金沢美術工芸大学ソーシャルメディア（SNS）利用ガイドライン

令和7年4月1日

内規第1号

## 1 趣旨

ソーシャルメディアが主要なコミュニケーションツールとして広く社会に普及しています。ソーシャルメディアの利用は原則として個人の自由に属するものであり、自由でオープンな情報の発信や意見交換の場として、また、さまざまな人と出会いその交流を国内外へ広げる場として充実した学生生活を送る上で大いに活用できるツールです。

しかし、その利用方法を誤ると、利用者本人の不利益となるだけでなく、他人や大学の名誉を傷つけてしまう、社会的利益を損ねてしまう、ハラスメントの温床になるなど、予期していない重大な問題を引き起こす可能性があります。

そこで、金沢美術工芸大学の学生と教職員がソーシャルメディアを安全・適正に利用し、正しい情報を発信するために、本ガイドラインを設けます。

## 2 定義

ソーシャルメディアとは、LINE、Facebook、X(旧 Twitter)、インスタグラム、YouTube、mixi、ブログ、掲示板等に代表される「インターネット上で展開される、個人または各種団体が情報発信を通じて不特定多数のユーザーと互いにコミュニケーションをとることが可能なツール（サービス）」をいいます。

## 3 利用上の約束事項

ソーシャルメディアを利用するにあたり、以下のことを守ってください。なお、ここでいう「発信」には、元の投稿に一切手を加えずそのまま拡散するもの（X(旧 Twitter)のリポストやリツイートなど）も含まれます。

- (1) 本学の一員としての自覚と責任を持って使用してください。
- (2) 利用者一人一人の人権を尊重し、異なる意見や考え方を尊重してコミュニケーションをとってください。
- (3) 関連する法律や法令、本学の諸規則を守り、これらを違反する可能性があるものは発信しないでください。
- (4) 本学に関する情報を発信する場合は、個人的な見解であり本学からの正式な見解ではないことを明らかにして発信してください。
- (5) 社会の決まりや道徳に反する情報は、その可能性が少しでもあれば絶対に発信してはいけません。

### 【例示】

- ・当人の承諾を得ていない個人情報などプライバシーを害するもの。
- ・相手を傷つけるような嘘や悪口、差別するような表現が含まれているもの。

- ・政治的または宗教的な広告宣伝や勧誘を含むもの。
  - ・なりすましや事実と異なる内容を含むもの。
  - ・著作権や肖像権など、本学や第三者の権利を侵害するもの。
  - ・教育及び職務上知り得た守秘義務のある個人情報や研究上の秘密等（ただし「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではありません。）
- (6) 各専攻の学年やクラスなど大学の学務のために教員と学生が緊急連絡手段としてグループ（以下、「グループ」という）で使用する場合は、以下の条件を守って使用してください。
- ・教員が大学行事や大学から連絡すべきと判断した事項及びそれらに対する質問と回答に関する事項
  - ・原則として平日の朝6時から夜9時までとし、土曜日・日曜日・祝日の発信は禁止します。ただし、連絡をしないために学生が不利益になると教員が判断した情報は、教員に限って朝6時から夜9時までに発信できることにします。
  - ・「グループ」内での「グループ」に関係のない1対1の個人間又は少数人数間における発信のやり取りは控えてください。
  - ・「グループ」の使用は年度末（3月31日）までとし、以後、「グループ」に属する教員が削除します。

#### 4 免責事項

本学は、本学の学生や教職員によるソーシャルメディアで行う全ての活動について、一切責任を負いません。

また、本学の学生や教職員によるソーシャルメディアでの活動において、不幸にも何らかの争いとなった場合や本学がふさわしくないと判断した場合、本学はその利用者に対して損害賠償等を求めることがあります。

#### 5 違反行為に対する措置

本ガイドラインを違反するような行為があった場合、本学はその利用者である本学の学生や教職員に対して本学の諸規程により懲戒する場合があります。

#### 6 その他

本ガイドラインの運用において必要な修正が発生した場合は、ルールの厳格化を含めて見直す場合があります。

#### 附 則

- 1 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。